

資料編

資料1 大地震における被害状況

- (1)過去の大地震における被害状況
- (2)練馬区において想定される被害状況

資料2 用語説明

- (1)建築物
- (2)語句

資料3 特定既存耐震不適格建築物一覧表

(耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条)

資料4 練馬区住宅耐震化支援制度に関するアンケート調査等

- (1)練馬区住宅耐震化支援制度に関するアンケート調査
- (2)令和元年度(2019年度)区民意識意向調査

資料5 耐震改修促進法等

- (1)耐震改修促進法から一部抜粋
- (2)建築基準法から一部抜粋
- (3)東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例から一部抜粋
- (4)社会資本整備総合交付金交付要綱から一部抜粋

資料6 耐震改修等に対する費用助成支援に関する資料

資料1 大地震における被害状況

(1) 過去の大地震における被害状況

死亡原因

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の死亡原因で一番多かったものは、家屋や家具類等の倒壊による圧迫死でした。

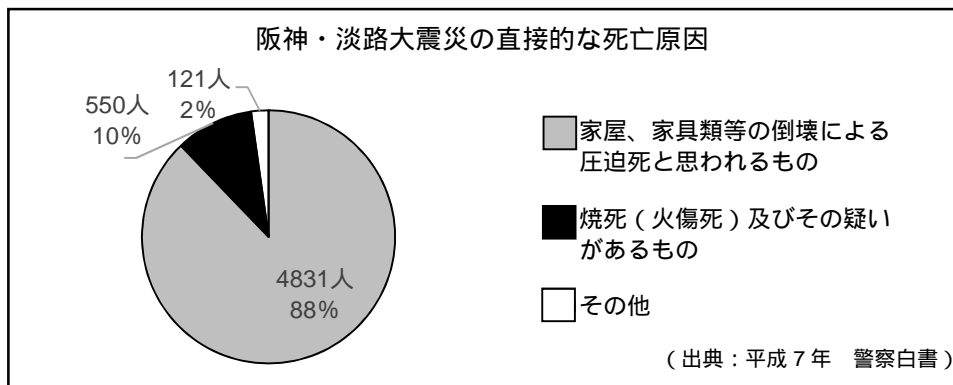


図 1-1 阪神・淡路大震災における死亡の原因

建築物被害の特性（建築年と被害状況の関係）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築年と被害状況の関係について、建築震災調査委員会が特定の地域を対象として調査したところ、昭和56年以前に建築された建築物の約6割以上は小破以上（ひび割れ等）の被害を受けていました。一方、昭和57年以降に建築された建築物の7割以上は無被害でした。

平成28年に発生した熊本地震では、建築物被害の原因分析を行う委員会が特定の地域を対象として調査したところ、昭和56年5月以前に建築された建築物の4割以上が大破以上（修復困難・倒壊等）の被害を受けており、新耐震基準の建築物に比べ、旧耐震基準の建築物に被害が多くみられました。

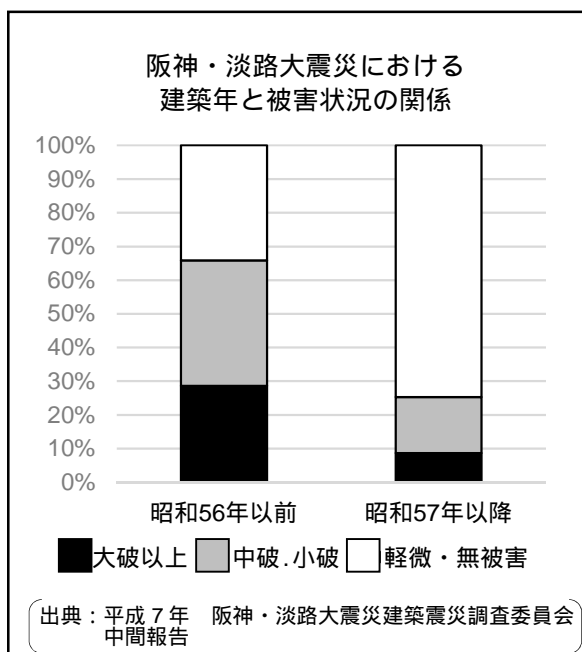


図 1-2 阪神・淡路大震災における被害状況

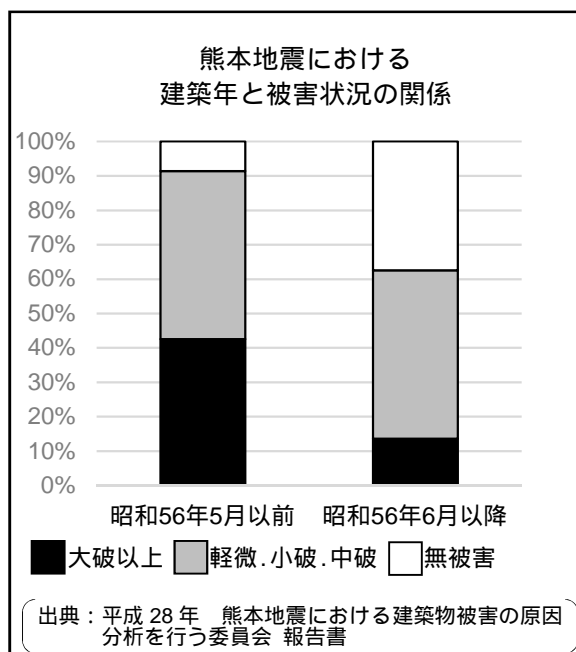


図 1-3 熊本地震における被害状況

(2) 練馬区において想定される被害状況

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年）」の地震被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震（マグニチュード7.3、冬18時、風速8m/秒）のケースです。東京都は「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年）」も公表していますが、首都直下型地震等より被害は少ないと想定されています。

表 1-1 練馬区の最大被害状況（想定）

| 夜間人口：716,124人 昼間人口：530,628人 面積：48.2 Km ² | | | |
|---|---------------|-----------|---------|
| 建物棟数 | 木造 | 114,320 棟 | |
| | 非木造 | 32,078 棟 | |
| | 計 | 146,398 棟 | |
| 原因別 建物全壊棟数 | ゆれ | 2,601 棟 | |
| | 液状化 | 7 棟 | |
| | 急傾斜地崩壊 | 3 棟 | |
| | 計 | 2,611 棟 | |
| 全壊棟数の割合は1.78%で23区の2.42%よりも小さい。 | | | |
| 火災 | 出火件数 | 12 件 | |
| | 焼失棟数 倒壊建物を | 含む | 3,022 棟 |
| | | 含まない | 2,968 棟 |
| 焼失棟数の割合は2.06%で23区の1.29%より大きい。 | | | |
| 死者 | ゆれ・液状化建物被害 | 164 人 | |
| | 火災 | 32 人 | |
| | ブロック塀屋外落下物等 | 16 人 | |
| | 計 | 212 人 | |
| 死者数の割合は0.03%で23区の0.03%と同等である。（夜間人口） | | | |
| 負傷者 | ゆれ・液状化建物被害 | 4,715 人 | |
| | 火災 | 86 人 | |
| | ブロック塀屋外落下物等 | 588 人 | |
| | 計 | 5,389 人 | |
| 負傷者数の割合は、0.75%で23区の0.88%よりも小さい。 | | | |
| 帰宅困難者 | 滞留者数 | 417,116 人 | |
| | うち徒歩帰宅困難者数 | 98,294 人 | |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 101 基 | |

小数点以下の四捨五入により、合計値の誤差あり。
23区との割合比較は、多摩直下地震のものである。

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（東京都防災会議 平成24年4月策定））

資料2 用語説明

(1) 建築物

| | |
|-------------------|--|
| 区立小中学校 | 区立小学校および区立中学校 ・非木造建築物で2階建以上、または延床面積200㎡を超えるもの |
| 不特定多数の者が利用する区立施設等 | <p>区が所有する施設のうち次のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要な機能を果たす施設 ・災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある施設 ・災害時要援護者を収容している施設 <p>対象外：延べ面積100㎡未満のもの、延べ面積100㎡以上で利用者が継続的に利用しないもの、主たる用途ではない付属的なもの</p> <p>東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第17条および同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第8条に規定される建築物に類する建築物、耐震改修促進法第14条の特定既存不適格建築物を含みます。</p> <p>主な用途 庁舎、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所、清掃事務所、資源循環センター、土木出張所・公園出張所、文化・生涯学習施設、スポーツ施設、産業振興・勤労者福祉施設、区民ホール、保育園、学童クラブ、子ども家庭支援センター、児童館、青少年館、母子生活支援施設、高齢者センター、敬老館、軽費老人ホーム、在宅介護支援センター、福祉園、福祉作業所、障害者地域生活支援センター、こども発達支援センター、心身障害者福祉センター、障害者地域活動支援センター、障害者グループホーム、地区区民館、地域集会所、リサイクルセンター、少年自然の家、幼稚園、学校教育支援センター、男女共同参画センター、厚生文化会館、特別養護老人ホーム、シルバー人材センター、インターナショナルスクール、病院、公園内建築物</p> <p>学童クラブについては用途を勘案し、延べ面積100㎡未満のものについても対応しています。</p> |
| その他の区立施設 | <p>対象外：延べ面積100㎡未満のもの、延べ面積100㎡以上で利用者が継続的に利用しないもの、主たる用途ではない付属的なもの</p> <p>主な用途 職員寮、自転車駐車場、区営住宅、防災備蓄倉庫</p> |
| 私立幼稚園 私立保育所 | 施設整備や運営等に対して区が助成を行っている私立幼稚園、私立保育所 |

| | |
|---------------|---|
| 災害時医療機関等 | 次のいずれかに該当する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区地域防災計画に位置づけられる災害時医療機関 ・災害時医療機関に含まれない透析対応医療機関 「練馬区地域防災計画」において医療情報の収集伝達、初動医療体制および負傷者等の搬送等の活動を行う施設として位置付けられています。 |
| 住宅 | 戸建住宅、共同住宅、等 練馬区の耐震化支援事業における費用助成においては、戸建住宅、長屋および共同住宅（分譲マンションを除く。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の延べ面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のもの）を含みます。 |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物 | 次のすべてに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めて指定された道路の沿道に存する建築物 ・建物が倒壊した際、前面道路の半分以上を閉塞するおそれのある高さの建築物（道路中心より伸ばした仰角45度の斜線を超える部分を持つ建築物） |
| 一般緊急輸送道路沿道建築物 | 次のすべてに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路のうち、上記の特定緊急輸送道路以外の道路の沿道に存する建築物 ・建物が倒壊した際、前面道路の半分以上を閉塞するおそれのある高さの建築物（道路中心より伸ばした仰角45度の斜線を超える部分を持つ建築物） |
| 分譲マンション | 次のすべてに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が3以上で、耐火建築物または準耐火建築物 ・住居としての用途に供する部分を有し、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）がいる建築物 ・店舗等を含む複合用途建築物については、店舗等の用に供する部分の延べ面積の合計が、延べ面積の2分の1未満である建築物 |
| 民間特定建築物 | 耐震改修促進法第14条第1項第一号等に規定される建築物 資料3参照 |
| 公共的施設 | 次のすべてに該当する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備や運営等に対し区が助成を行っている建築物 ・国や東京都の支援を受けていない建築物 |
| 中高層等 | 次のいずれかに該当する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・地階を除く階数が3以上の建築物 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が所有する建築物のうち、他の助成対象建築物に該当しない建築物 |

(2) 語句

【あ行】

| | |
|------|--|
| Is 値 | <p>「構造耐震指標」と呼ばれ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の耐震診断の判断の基準となる指標のこと。</p> <p>国の基本方針では、Is 値の評価について以下のように定めています。</p> <p>Is が 0.3 未満の場合または q が 0.5 未満の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。</p> <p>及び 以外の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。</p> <p>Is が 0.6 以上の場合で、かつ、q が 1.0 以上の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い。</p> <p>q：各階の保有水平耐力に係る指標</p> |
| Iw 値 | <p>「構造耐震指標」と呼ばれ、木造の耐震診断の判断の基準となる指標のこと。</p> <p>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための国の基本方針では、Iw 値の評価について以下のように定めています。</p> <p>Iw が 0.7 未満の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。</p> <p>及び 以外の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。</p> <p>Iw が 1.0 以上の場合 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い。</p> |
| 液状化 | <p>地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のこと。</p> <p>主に同じ成分や同じ大きさの砂から成る土が、地下水で満たされている場合に発生しやすいといわれています。</p> |

【か行】

| | |
|--------------|--|
| 改築 | <p>建築物の全部又は一部を除却した場合、または災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。</p> |
| 簡易耐震診断 | <p>建物の外観調査等を行い、地震の安全性を評価すること。</p> <p>練馬区の耐震化支援事業においては、住宅は一般財団法人日本建築防災協会編集「誰でもできるわが家の耐震診断」により実施されるものをいいます。</p> <p>住宅以外の簡易診断の費用助成は、一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断基準による一次診断法をいいます。</p> |
| 既存耐震不適格建築物 | <p>地震に対する安全性に係る建築基準法またはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物のこと。建築した時に建築基準法等に適合しており、その後法律の改正等により現行の規定に適合しなくなった建築物に限られません。</p> |
| 区間到達率 | <p>区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したもの。</p> |
| 建築物集合地域通過道路等 | <p>建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、または集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路）のこと。</p> |

【さ行】

| | |
|-----------|---|
| 自助・共助・公助 | 災害や危機に対して、自分の責任で行うべきことは自分自身が行い(自助)、自分だけでは解決が困難なことは地域で力を合わせて助けあい(共助)、個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについては行政等が行う(公助)という考え方のこと。 例えば、地震の被害を最小限に抑えるために、自分の命は自分が守る(自助)・自分たちのまちは自分たちで守る(共助)・行政や防災機関の防災活動(公助)のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することです。 |
| 実施設計 | 耐震診断の結果に基づいて補強計画を立て、設計図書としてまとめること。 |
| 修繕 | 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。 |
| 住宅・土地統計調査 | 我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査のこと。 住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。 |
| 所管行政庁 | 建築主事を置く市町村または特別区の区域については当該市区町村または特別区の長のこと、その他の市区町村または特別区の区域については都道府県知事のこと。 |
| 占有者 | 緊急輸送道路沿道建築物の所有者(区分所有者を含む。)との間に締結された賃貸借契約に基づき、区市町村が定める期間継続して当該沿道建築物に存する者のこと。 |
| 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 |
| 増築 | 既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築すること。 |
| 組積造の塀 | れんが造、石造、コンクリートブロック造、その他積み上げて造られた塀のこと。 |
| 総合到達率 | 特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。 |

【た行】

| | |
|----------|--|
| 大地震動・大地震 | 極めて稀に発生する地震動のこと。 阪神・淡路大震災クラスで、震度6強~7に達する程度です。 |
| 耐震化率 | すべての建築物のうち、耐震性を満たす建築物(新耐震基準で建替えおよび新築されたもの、耐震改修により所定の目標Is値を満たすもの、耐震診断で耐震性有りとされたもの)の割合のこと。 〔耐震性を満たす建築物 / 全建築物棟数〕 × 100% 住宅は住宅・土地統計調査に基づいて算定しているため、戸数単位となっています。 |
| 通行障害建築物 | 地震によって倒壊した場合において、前面道路の半分以上を閉塞するおそれのある高さがあり、道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。 |
| 都市計画道路 | 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて計画決定された道路のこと。 |
| 定期報告 | 不特定多数の人が利用する特殊建築物等(建築基準法第2条第2号)について |

| | |
|------|--|
| | 建築物等の安全性や適法性を確保するために、建築基準法第12条に基づき専門の技術者（調査・検査資格者）により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告すること。 構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の作動不良などにより、大きな事故や災害が発生を未然に防ぎます。 |
| 特定天井 | 6mを超える高さにある、面積が200㎡を超え、質量2kg/㎡越えの吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの。 |

【な行】

| | |
|----------------|--|
| 練馬区緊急道路障害物除去路線 | 練馬区地域防災計画に位置付けられた大規模災害時に被災者の搬送、避難拠点への応急物資の搬送輸送にあたり道路障害物の除去が重要となる道路のこと。 |
| 練馬区地域防災計画 | 災害対策基本法第42条の規定に基づき練馬区防災会議が作成する計画のこと。 |

【は行】

| | |
|-------------|---|
| 防災まちづくり推進地区 | 防災上の危険性が懸念される地区において、住民と区が協力して防災上の課題を共有し、地域の防災性向上に集中的に取り組むため、木造住宅密集地域の位置づけや不燃領域率等の指標を踏まえて、区が指定する地区のこと。 |
| 避難拠点 | 避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所のこと。 阪神・淡路大震災の被害や、避難の状況から、区で独自に定めたもので、震度5弱以上の地震が起き、学校の建物が安全な場合に、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行います。区立の全小・中学校（98校）を位置付けています。 |
| 避難路 | 区民の円滑な避難を促進することが防災上重要であるとして区が指定した、耐震改修促進法第6条第3項第2号よる区内全域の道路および一般の通行の用に供されている土地のこと。 区は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年11月26日付け国官会第1630号）に位置付けられた密集市街地に該当しており、発災時に多くの道が避難に使用することが想定されるため指定しました。東京都震災対策条例第48条の避難道路とは違います。 |
| ブロック塀等 | コンクリートブロック塀、万年塀、組積造塀その他これらに類する塀のこと |

【ま行】

| | |
|----------|---|
| 密集事業実施地区 | 「密集住宅市街地整備促進事業」を実施している地区をいう。 「密集住宅市街地整備促進事業」とは、国や東京都の要綱に基づき、老朽建築物等が密集および公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要と認められる地区において、老朽建築物等の建替えの促進事業、従前居住者の支援事業ならびに公共施設および生活環境施設の用地の取得・整備等を実施する事業をいう。 |
| 模様替え | 建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。 |

【や行】

| | |
|---------------|--|
| 要緊急安全確認大規模建築物 | 耐震改修促進法付則第3条第1項に定める既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの。 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物 小学校、老人ホームその他耐震地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が利用する既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物 |
|---------------|--|

資料3 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第14条・第15条・附則第3条）

| 用途 | 規模要件（耐震改修促進法第14条） | 指示対象となる規模要件（耐震改修促進法第15条） | 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（耐震改修促進法附則第3条） |
|------------------------------------|--------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 小中学校、特別支援学校 | 2階以上かつ 1,000㎡以上 | 2階以上かつ 1,500㎡以上 | 2階以上かつ 3,000㎡以上 |
| 上記以外の学校 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | | |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 1階以上かつ 1,000㎡以上 | 1階以上かつ 2,000㎡以上 | 1階以上かつ 5,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 集会場、公会堂 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 展示場 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 卸売市場 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| ホテル、旅館 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎、下宿 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | | |
| 事務所 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | | |
| 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの | 2階以上かつ 1,000㎡以上 | 2階以上かつ 2,000㎡以上 | 2階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの | 2階以上かつ 1,000㎡以上 | 2階以上かつ 2,000㎡以上 | 2階以上かつ 5,000㎡以上 |

| 用途 | 規模要件（耐震改修促進法第14条） | 指示対象となる規模要件（耐震改修促進法第15条） | 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（耐震改修促進法附則第3条） |
|---|-----------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 幼稚園、保育所 | 2階以上かつ 500㎡以上 | 2階以上かつ 750㎡以上 | 3階以上かつ 1,500㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 遊技場 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 公衆浴場 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。） | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | | |
| 車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 保健所、税務署など公益上必要な建築物 | 3階以上かつ 1,000㎡以上 | 3階以上かつ 2,000㎡以上 | 3階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で規定するもの | 500㎡以上 | 1階以上かつ 5,000㎡以上 |
| 東京都・区市町村の耐震改修促進計画において指定された道路に接する、地震によって倒壊した場合に、その道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがある建築物 | すべての建築物 （道路幅に対する高さの規定あり） | 同左 | |

資料4 練馬区住宅耐震化支援制度に関するアンケート調査等

(1) 練馬区住宅耐震化支援制度に関するアンケート調査

目的：旧耐震戸建住宅の所有者へ、耐震化支援制度の周知と耐震化に対する意識調査
およびポストイングによる現地訪問により、旧耐震建築物情報等の更新
調査対象：区内の旧耐震基準で建築された戸建住宅の居住者
(過去に耐震化支援制度を活用している物件を除く)
実施期間：平成29年度～令和2年度
回答率：9.3% (回収数 2,621 / 投函数 28,155)

【この建物の耐震化の実施状況について】

耐震診断を実施したことがありますか。(N=1,959 昭和57年以降に建築と回答した方を除く)

| | | |
|---------------|-------|--------|
| (1) 診断したことがない | 84.1% | 1,648件 |
| (2) 診断したことがある | 12.5% | 244件 |
| (3) 無回答 | 3.4% | 67件 |

耐震改修工事を実施していますか。(N=1,959 昭和57年以降に建築と回答した方を除く)

| | | |
|----------------|-------|--------|
| (1) 実施していない | 84.3% | 1,652件 |
| (2) 実施したまたは実施中 | 10.1% | 198件 |
| (3) 無回答 | 5.6% | 109件 |

* 以下の質問には耐震改修を実施、予定している方や解体を予定している方は無回答

【簡易耐震診断について】

練馬区の実施する「無料簡易耐震診断」はご存じでしたか。(N=1,581)

| | | |
|------------------------|-------|--------|
| (1) 知らなかった | 65.0% | 1,028件 |
| (2) 知っていたが受けていない | 32.1% | 508件 |
| (3) すでに申込みしているまたは受けている | 2.1% | 33件 |
| (4) 無回答 | 0.8% | 12件 |

「知らなかった」「知っていたが受けていない」と回答された方

無料簡易耐震診断を受けたいと思いますか。(N=1,536)

| | | |
|---------|-------|------|
| (1) はい | 46.1% | 709件 |
| (2) いいえ | 52.7% | 809件 |
| (3) 無回答 | 1.2% | 18件 |

「いいえ」と回答された方

無料簡易耐震診断を受けないのはなぜですか。（複数回答可 N=809）

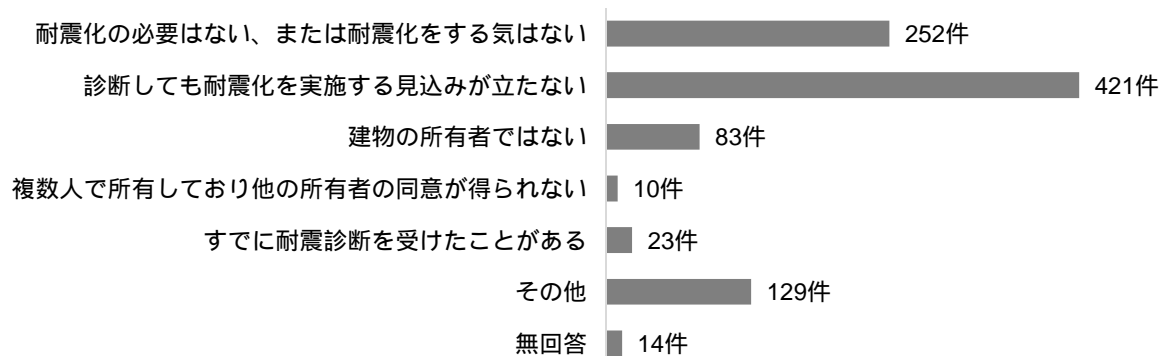


図 4-1 無料簡易耐震診断を受けない理由

「耐震化の必要はないから、または耐震化をする気はない」と回答された方

そのようにお考えなのはなぜですか。（複数回答可 N=252）

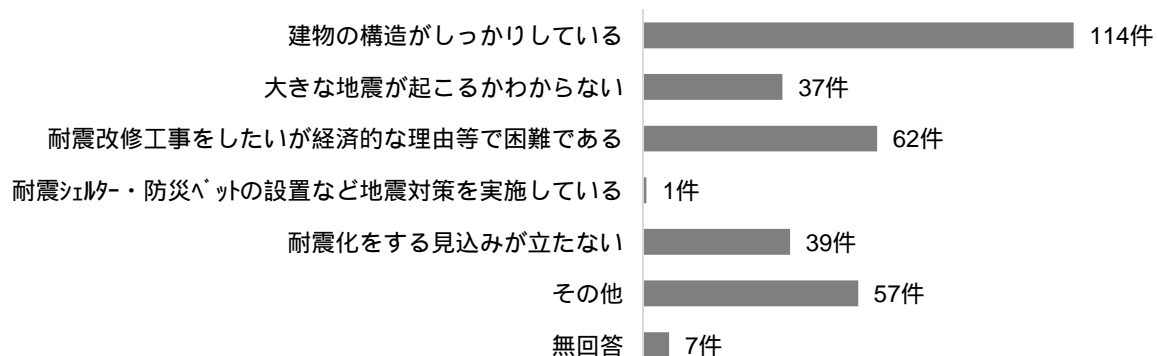


図 4-2 耐震化をしない理由

【助成制度について】

練馬区の実施する「住宅の耐震診断、実施設計、耐震改修工事等の費用助成」はご存じでしたか。（N=842）

| | | |
|------------|-------|-------|
| (1) 知っていた | 30.9% | 260 件 |
| (2) 知らなかった | 66.7% | 562 件 |
| (3) 無回答 | 2.4% | 20 件 |

【耐震化に係る費用について】

耐震診断から耐震改修工事までにかかる費用がいくらまでなら耐震化を実施したいと思いますか。(200～300万円代が一般的です。住宅の大きさや状態等により異なります。助成金は含みません。)(複数回答可 N=1,581)

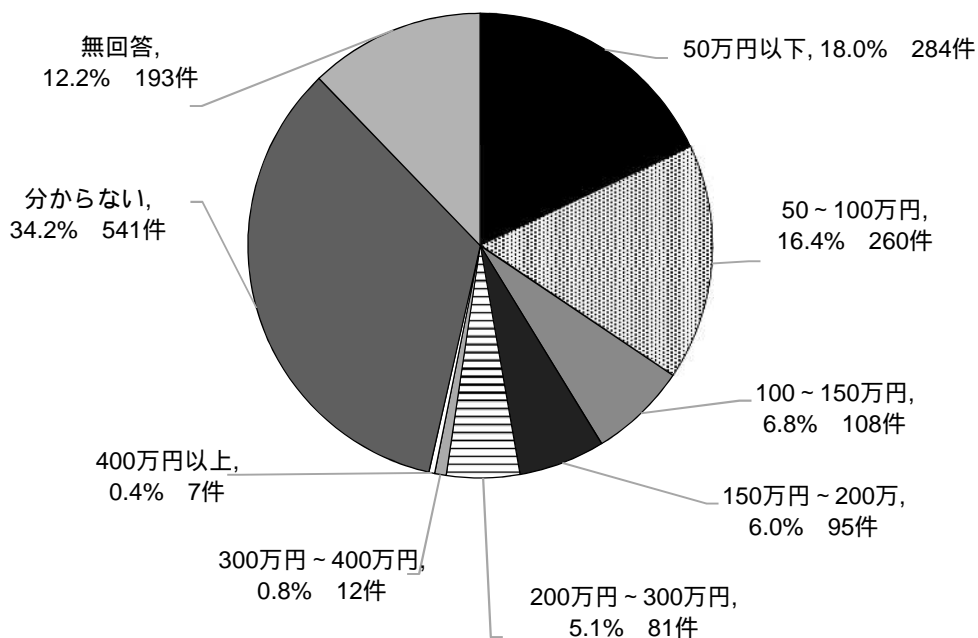


図 4-3 耐震改修工事までにかかる自己負担金

【耐震化に係る不安について】

建物の耐震改修工事を実施する場合、ご不安に感じることありますか。(複数回答可 N=1,581)

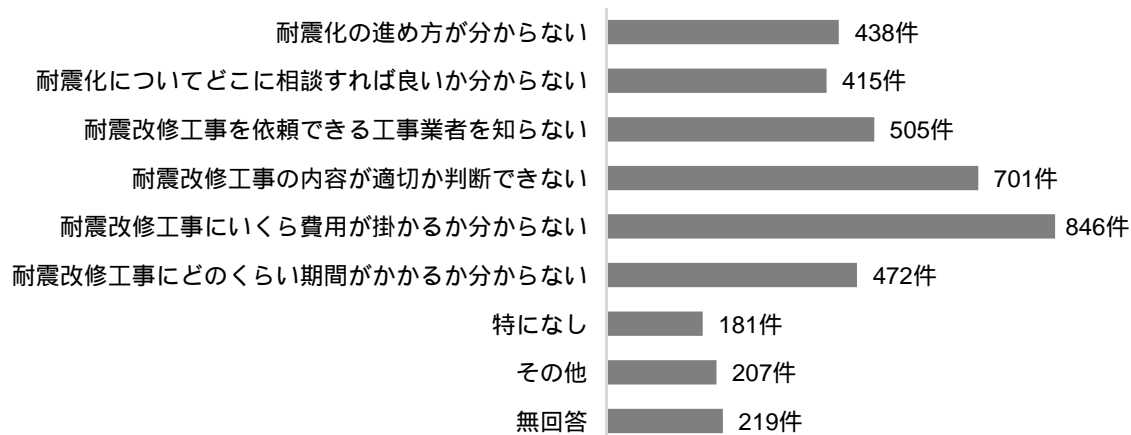


図 4-4 耐震改修工事をする際の不安

(2) 令和元年度（2019年度）区民意識意向調査

目的：区政の課題について区民の意識や意向を統計的にとらえ、今後の区政運営の基礎資料とする

調査対象：練馬区在住の20歳以上の男女3,000名を住民基本台帳より無作為抽出

実施期間：令和元年9月2日（月）～9月25日（水）

回収率：回収率36.3%（有効回収数1,089）

お住まいの地域は大きな地震（震度5弱以上）に対して安全だと思いますか。

それとも危険だと思いますか（N=1,089）

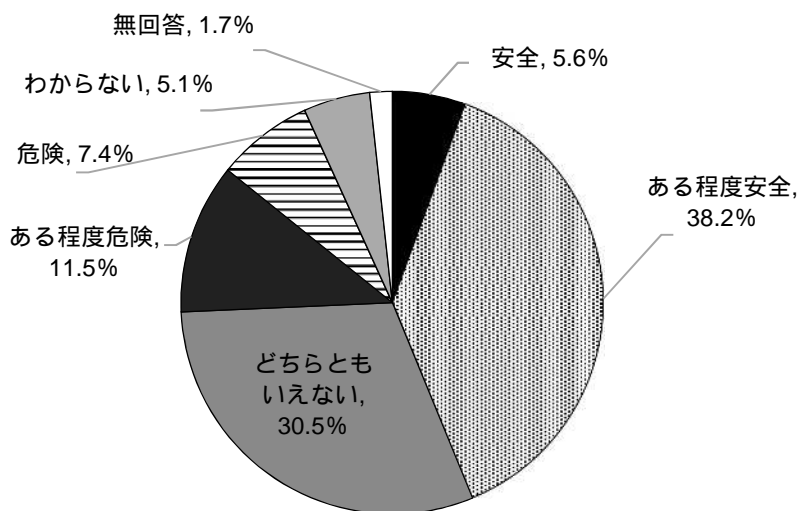


図4-5 居住地域の大きな地震（震度5弱以上）に対する危険度の認識

大きな地震が発生した時、何を心配しますか（複数回答可 N=1,089）

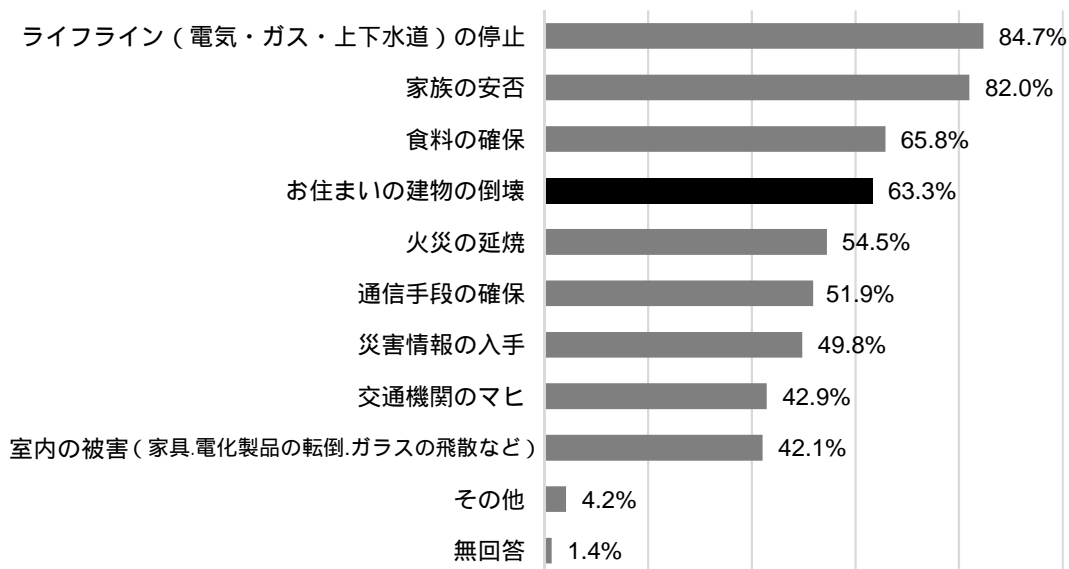


図4-6 大地震が発生した際の不安

資料5 耐震改修促進法等

(1) 耐震改修促進法から一部抜粋

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道

路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるもの)に限り、前号に掲げる建築物

であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限
(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。た

だし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る

事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
 - 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

(2) 建築基準法から一部抜粋

第一章 総則

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(3) 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例から一部抜粋

(所有者の責務)

第五条 沿道建築物の所有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、自らの社会的責任を認識して当該沿道建築物の耐震化に努めるものとする。

(占有者の責務)

第五条の二 沿道建築物の占有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、当該沿道建築物の所有者が行う当該沿道建築物の耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとする。

(特定沿道建築物の耐震化)

第十条 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について次に掲げる者のうちいずれかの者が行う耐震診断を実施しなければならない。ただし、当該特定沿道建築物について、既に次に掲げる者が行う耐震診断を実施している場合又は耐震改修を実施している場合は、この限りでない。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第三条から第三条の三までの規定に基づき当該特定沿道建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の三第一項に規定する地方公共団体

五 前各号に掲げる者のほか、耐震診断を行う能力がある者として規則で定めるもの

2 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について前項に規定する耐震診断を実施した場合は、耐震診断の実施が完了した日として規則で定める日から三十日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

3 耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施するよう努めなければならない。

4 前項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければならない。

5 第三項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければならない。

6 特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施した場合又は当該特定沿道建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害により滅失し、若しくは損壊して建築物のいずれの部分の高さも規則で定める高さ以下のものとなった場合は、耐震改修等の実施が完了した日として規則で定める日又は当該特定沿道建築物が滅失し、若しくは損壊した日から三十日以内に、規則で定める報告書により、その旨を知事に報告しなければならない。

(沿道建築物の耐震化に関する指導及び指示)

第十一条 知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の適確な実施を確保する上で必要があると認めるときは、当該沿道建築物の所有者等に対し、当該沿道建築物の耐震化について必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保する上で、沿道建築物について必要な耐震診断が実施されていないと認めるときは、当該沿道建築物の所有者に対し、期限を定めて、耐震診断を実施するよう必要な指示をすることができる。

(特定沿道建築物の耐震改修等実施指示)

第十四条 知事は、特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合していないと認める場合であって、震災時における救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため特に必要と認めるときは、当該特定沿道建築物の所有者に対し、当該特定沿道建築物について耐震改修等を実施するよう指示することができる。

2 知事は、前項の規定による指示を受けた特定沿道建築物の所有者が、正当な理由がなく、当該指示に従わなかったときは、規則で定める事項を公表することができる。

(占有者への助言等)

第十四条の二 知事は、第十一条第一項に規定する指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対し、当該沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をすることができる。

2 前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者は、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない。

3 知事は、前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をすることができる。

(4) 社会資本整備総合交付金交付要綱から一部抜粋

イ - 16 - (12) - 住宅・建築物耐震改修事業

1. 定義

2 イ-16-(12)- において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十三 避難路 地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

十九 密集市街地 次に掲げる要件に該当する市街地をいう。

イ 地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上であること。ただし、重点供給地域にあっては 25 戸以上であること。

ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

| 地区の住宅戸数密度 | 地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満 | 7 割 |
| 40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満 | 6 割 |
| 50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満 | 5 割 |
| 60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満 | 4 割 |
| 70 戸/ha 以上 | 3 割 |

換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び表イ-16-(12)-1「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が100以上130未満である住宅の戸数に10分の8を乗じて得た戸数の合計をいう。

資料6 耐震改修等に対する費用助成支援に関する資料

| 建築物の種類 | 項目 | 助成率 | 助成限度額 | |
|-------------------------------|---------------------------------|--|-------------------------|--------------------------------|
| 特定緊急輸送道路 沿道建築物 | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 | |
| | 実施設計 | 5 / 6 | 1,000 万円 | |
| | 改修工事 ・ 除却工事 ・ 建替え工事 | 事業費 9,000 万円 以内の場合 (延べ面積 5,000 m ² 以内の部分) | 5 / 6 | 上限なし (面積要件 等による上 限あり) |
| | | 事業費 9,000 万円 ~ 1 億 8,000 万円の場合 (延べ面積 5,000 m ² 以内の 部分) | 1 / 2 + 3,000 万円 | |
| | | 事業費 1 億 8,000 万円 を超えた場合 (延べ面 積 5,000 m ² 以内の部分) | 1 / 3 + 6,000 万円 | |
| | | 延べ面積 5,000 m ² を超えた部分 | 1 / 6 | |
| 低 Is 値加算(加算の基礎 となる額 × 助成率) | 17 / 30 + 0.2 万円 | | | |
| 一般緊急輸送道路 沿道建築物 | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 | |
| | 簡易耐震診断 | 10 / 10 | 37.2 万円 ~ 74.5 万円 | |
| | 耐震診断 (図面復元費を含む) | 5 / 6 | 300 万円 | |
| | 実施設計 | 5 / 6 | 450 万円 | |
| | 改修工事・除却工事 | 2 / 3 | 6,000 万円 | |
| 住宅 (戸建住宅・長屋 小規模な共同住宅) | 簡易診断 | 無料で区が実施 | | |
| | 耐震診断 | 2 / 3 | 8 万円 | |
| | 実施設計 | 2 / 3 | 22 万円 | |
| | 改修工事(一般)・除却工事 | 2 / 3 | 100 万円 | |
| | 改修工事 (一定所得以下・障害物除去路線沿い) | 4 / 5 | 120 万円 | |

| 建築物の種類 | 項目 | 助成率 | 助成限度額 |
|---------------------------|--------|---------|----------------------|
| 分譲マンション | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 |
| | 簡易耐震診断 | 10 / 10 | 37.2 万円 ~ 74.5 万円 |
| | 耐震診断 | 5 / 6 | 150 万円 |
| | 実施設計 | 5 / 6 | 200 万円 |
| | 改修工事 | 2 / 3 | 3,000 万円 |
| 災害時医療機関等 | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 |
| | 簡易耐震診断 | 10 / 10 | 37.2 万円 ~ 74.5 万円 |
| | 耐震診断 | 2 / 3 | 200 万円 |
| | 実施設計 | 5 / 6 | 1,000 万円 |
| | 改修工事 | 1 / 2 | 6,000 万円 |
| 公共的施設 (私立幼稚園 私立保育所) | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 |
| | 簡易耐震診断 | 10 / 10 | 37.2 万円 ~ 74.5 万円 |
| | 耐震診断 | 2 / 3 | 150 万円 |
| | 実施設計 | 2 / 3 | 200 万円 |
| | 改修工事 | 1 / 2 | 3,000 万円 |
| 民間特定建築物 | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 |
| | 簡易耐震診断 | 10 / 10 | 37.2 万円 ~ 74.5 万円 |
| | 耐震診断 | 2 / 3 | 150 万円 |
| | 実施設計 | 2 / 3 | 200 万円 |
| | 改修工事 | 1 / 6 | 1,000 万円 |
| 中高層等 | アドバイザー | 10 / 10 | 4.3 万円 |
| | 耐震診断 | 2 / 3 | 100 万円 |

(令和3年3月末時点)

助成率等は改正することがありますので、活用の際は担当部署に必ず確認してください。

(担当部署：都市整備部防災まちづくり課)

練馬区耐震改修促進計画

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

令和3年（2021年）3月

発行 練馬区都市整備部防災まちづくり課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

電話 03（5984）1938

FAX 03（5984）1225

ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

